

生命保険料控除が改正になります（所得税は平成24年分から、個人住民税は平成25年度分から適用）

生命保険料控除は、新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）と旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）では取扱いが異なります。

① 新契約（新生命保険料控除、介護医療保険料控除、新個人年金保険料控除）

所得税		個人住民税	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
80,000円超	一律40,000円	56,000円超	一律28,000円
あわせて12万円が限度		あわせて7万円が限度	

② 旧契約（旧生命保険料控除、旧個人年金保険料控除）

所得税		個人住民税	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
100,000円超	一律50,000円	70,000円超	一律35,000円
あわせて10万円が限度		あわせて7万円が限度	

③ 新契約と旧契約の双方に加入している場合

新（旧）生命保険料または新（旧）個人年金保険は、次のいずれかを選択して控除額を計算します。

- ・新契約のみの控除を適用
- ・旧契約のみの控除を適用
- ・新契約と旧契約の双方について適用：新契約の控除額と旧契約の控除額の合計額（所得税：最高4万円、個人住民税：最高2万8千円）